第70号議案

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島根県動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年島根県条例第21号)の一部 を次のように改正する。

第2条第3号中「えさ」を「餌」に改め、同条第7号中「飼いねこ」を「飼い猫」に、「ねこを」を「猫を」に改め、同条第8号中「さく」を「柵」に改める。

第4条第1項中「第3項」を「第6項」に改める。

第5条第1号中「えさ」を「餌」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「ねこの」を「猫の」に改め、同条各号中「飼いねこ」を「飼い猫」に改める。

第9条中「第6号」を「第7号」に改める。

第12条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第1項中「第35条第1項又は第2項」を「第35条第1項本文又は第3項」に、「ねこ」を「猫」に改め、「ときは」の次に「、法第35条第2項の規定によるほか」を加え、同条第2項中「前項の場合」を「法第35条第1項本文又は第3項の規定により犬又は猫の引取りを求められた場合(同条第1項ただし書の規定による場合を含む。)」に改め、同条第3項中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第14条中「ねこ」を「猫」に改める。

第15条第1項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこ」を「猫」に 改める。

第16条第1項中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第19条第1項中「第12条第1項第4号」を「第12条第1項第3号」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規定する第二種動

物取扱業者」に改める。

第23条第1項第8号中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこの引取り」を「猫の引取り」に改め、「者」の次に「(同項ただし書の規定により引取りを拒否する場合を除く。)」を加え、同号ア及びイ中「ねこ」を「猫」に改め、同条第3項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。